



総務省

犯罪被害者等の保護・支援に係る 地方税における適切な対応について

総務省自治税務局

令和7年5月

地方団体への技術的助言

各都道府県税務担当課
各都道府県市区町村担当課

} 御中

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 1 4 日
総務省自治税務局企画課

犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について

標題のことについては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第3条に掲げる基本理念に基づき、各地方団体の窓口等において、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法第11条に基づき、地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとされています。

したがって、地方団体の職員が、納税者等から地方税に関する相談を受けた場合において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて以下の各種制度を利用できるよう、丁寧かつ適切に相談に応じていただきますようお願いします。

2 地方税に関する各種制度 略

3 納税証明書交付等手数料 略

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について【抜粋】

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

御中

総 税 企 第 5 9 号
令 和 7 年 4 月 1 日
総 務 大 臣

五 特記事項（令和7年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

17 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。特に、財産調査や搜索等の実施に当たっては、これらを行う場所や物の状況等に応じ、滞納者等のプライバシーの保護に十分配慮して適切に実施すること。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 14 日

各都道府県税務担当課 } 御中
各都道府県市区町村担当課 }

総務省自治税務局企画課

犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について

標題のことについては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 3 条に掲げる基本理念に基づき、各地方団体の窓口等において、犯罪被害者等の事情に十分配意し、丁寧かつ適切な対応をいただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法第 11 条に基づき、地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとされています。

したがって、地方団体の職員が、納税者等から地方税に関する相談を受けた場合において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて以下の各種制度を利用できるよう、丁寧かつ適切に相談に応じていただきますようお願いします。

2 地方税に関する各種制度

(1) 申告・納付期限の延長（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 の 2）

犯罪被害などやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと地方団体の長が認めるときは、各地方団体の条例の定めるところにより、その期限を延長することができる。

(2) 個人住民税の軽減免除等

犯罪被害により、心身への傷害や財産などに損害を受けた場合は、個人住民税の計算において、以下のような所得控除の適用を受け、個人住民税の軽減を図る

ことができる。

イ 雑損控除（法第 34 条第 1 項第 1 号、第 314 条の 2 第 1 項第 1 号）

納税者又は前年の総所得金額等が 48 万円以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産（棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は生活に通常必要でない資産を除く。）について、前年中に災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

ロ 医療費控除（法第 34 条第 1 項第 2 号、第 314 条の 2 第 1 項第 2 号）

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。

ハ 障害者控除（法第 34 条第 1 項第 6 号、第 314 条の 2 第 1 項第 6 号）

納税者自身又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が地方税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

（区分及び控除額）

- ・ 障害者：26 万円
- ・ 特別障害者：30 万円
- ・ 同居特別障害者：53 万円

ニ 寡婦控除（法第 34 条第 1 項第 8 号、第 314 条の 2 第 1 項第 8 号）

納税者自身が寡婦である場合は、26 万円の所得控除を受けることができる。

寡婦とは、原則として前年の 12 月 31 日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する個人をいう。

なお、納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は対象とならない。

- ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が 500 万円以下であること
- ・ 夫と死別した後婚姻をしておらず又は夫の生死が明らかでない一定の者に該当し、前年の合計所得金額が 500 万円以下であること

ホ ひとり親控除（法第 34 条第 1 項第 8 号の 2、第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2）

納税者自身がひとり親であるときは、30 万円の所得控除を受けることができる。

ひとり親とは、原則として前年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の個人のうち、次の 3 つの要件の全てに該当する者をいう。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- ・ 前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。）がいること

- ・ 前年の合計所得金額が 500 万円以下であること

(3) 減免措置（法第 323 条等）

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、各地方団体が条例で定める各税目に係る減免の要件に該当するときは、当該条例の定めるところにより減免措置の適用を受けることができる。

(4) 納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、次の各要件に該当するときは、申請又は地方団体の長の職権により納税緩和措置の適用を受けることができる。

イ 徴収の猶予（法第 15 条）

次のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、その納付すべき地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められるとき等は、地方団体の長に申請することで、最大 1 年間徴収が猶予され、猶予された期間に係る延滞金の全部又は一部が免除される。

- ・ 納税者の財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ・ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと
- ・ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ・ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと

ロ 申請又は職権による換価の猶予（法第 15 条の 5、第 15 条の 6）

次のいずれかに該当すると認められる場合等において、その者が地方団体の徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められる場合には、最大 1 年間滞納処分による換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞金の一部が免除される（申請による換価の猶予については、その地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内に当該地方団体の長に申請することが必要。）。

- ・ その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき

ハ 滞納処分の停止（法第 15 条の 7）

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等の事実があると認められるときには、滞納処分の執行が停止され、その停止が 3 年間継続したときは、その停止した地方団体の徴収金に係る納税

義務が消滅する。

3 納税証明書交付等手数料

納税証明書の交付等地方税に係る手数料について、各地方団体の条例に減免に係る規定があれば、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を十分把握した上で、要件に該当する場合には当該規定の適用を受けられるよう、丁寧かつ適切な対応をお願いします。